

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

燕市長 様

住 所
届出者
氏 名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

{ 土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木 竹 の 伐 採 } について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 燕市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)					
	(ロ) 設計概要		届 出 部 分	届出以外の部分	合 計	
		(i) 敷地面積			m ²	
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
		(iii) 延べ面積	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	
		(iv) 高 さ	地盤面から			m
		(v) 用 途				
		(vi) 垣又はさくの構造				
建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	m ²				
	(ロ) 変更前の用途					
	(ハ) 変更後の用途					
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				
(5) 木竹の伐採		伐採面積			m ²	

備考

- 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

(裏面もご覧ください)

- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
- (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
- (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

【届出が必要な行為の概要】

土地の区画形質の変更	建築物等の建築を伴わない場合も該当します。
建築物の建築又は工作物の建設	○建築物の建築について 仮設建築物以外は原則として必要です。
	○工作物の建設について 屋外広告物で表示面積1㎡を越え、かつ、高さが3mを越える場合は必要です。また、塀や垣、さくの設置についても届出が必要です。
建築物等の用途の変更	
建築物等の形態又は意匠の変更	
木竹の伐採	

【届出書に添付する図面】

- 位置図又は案内図（周辺の土地利用状況が分かるもの）
- 配置図（敷地の境界線から建築物等の外壁面までの距離を記入、また、敷地の地盤高については前面道路の路面の中心からの高さを記入）
- 平面図（建築物等の用途が分かるもの）
- 立面図又は断面図（最高の高さを記入、また、車庫にあっては最高の軒高についても記入）

【注意事項】

- 提出部数は2部です。
- 届出は工事着手予定日の30日前までをお願いします。
- 道路に面する垣又はさくがある場合、その構造及び道路面からの高さを示した図面を添付してください。